

第3回旭川市立地適正化計画策定検討会議 会議録 要旨

日時 平成29年9月14日(木) 午後2時00分～4時00分

場所 旭川市6条通10丁目 第三庁舎 1階 会議室

都市機能誘導区域に関する確認

- 13の地域核拠点は様々な面で一律ではないため、それぞれの特徴を掲げた上で、「中心市街地」や「特定型」、「一般市街地型」、「郊外市街地型」の分類を行う。なお、「特定型」は都市計画マスタープランや他の計画において誘導する施設が位置付けられている場合に、都市機能誘導区域として設定するための分類としていることから、今回設定することは難しい。
- 立地適正化計画は社会状況の変化等に対応し、おおむね5年に1度見直しできるため、まずは、地域間のバランスも考慮し、都市機能誘導区域を中心市街地のみに設定する。
- 地域核拠点の範囲は、原則、施設の集積状況や地形、重要路線からの距離、大きな敷地を持つ施設、用途地域等を踏まえ設定する。
- 都市機能誘導区域としない地域核拠点は、都市機能に関しては分類毎に維持・誘導すべき施設を市として意思表示するものとなるため、住民にとって拠点の区域内外での大きな影響はない。今後、新たな都市施設の設置する場合は、望ましい区域への設置を優先的に誘導するものであり、必ずしも区域内に設置しなければならないものではない。

誘導施設に関する確認

- オフィスは、法定誘導施設ではないが、職住の距離感等の考慮も必要であるため、本市の計画ではオフィスがどのような区域に立地することが望ましいかを示す予定である。
- 郊外型の拠点ではコミュニティ機能を維持することで、その地域で生活が維持できる仕掛けができればよい。

居住誘導区域に関する確認

- 「誰もが徒歩と公共交通により安心快適に暮らせる都市」の考え方にに基づき、車を持たない人も安心して快適に暮らせる都市構造とするために地域核拠点や居住誘導区域を設定していることから、主に車を持つ方が利用するロードサイド型店舗等が立地する環状線等の沿道は、居住誘導区域に含まない方向性とする。

広域連携に関する確認

- 旭川市の都市計画は鷹栖町と東神楽町を合わせた圏域で構成しており、両町とも立地適正化計画を策定中であることから、両町と連携した立地適正化計画とする。

検討が必要な御意見

- 地区毎の特性を出すためには、既存施設と誘導施設の組合せが必要であることから、5年後の見直しに向け、そういった議論があったことを記録して欲しい。

拠点名	特性についての主な意見
緑が丘	<ul style="list-style-type: none">・ 旭川医大を中心とした医療関連施設や商業施設、高校や中小企業大学校などの教育機能、産業開発機能であるリサーチパークを活かし、医療系や産業開発系、教育研究機能に特化・ 旭川空港からのアクセスもよく、市外からの来訪者からの利便性も高いことや新興住宅地である東神楽町ひじり野地区に近いことを活用
永山	<ul style="list-style-type: none">・ 上川総合振興局や大学を中心とした福祉系の研究開発機能を活かし、福祉・介護・食・看護といった機能に特化

- 居住誘導区域では、若い世代や高齢者も含めた誘導策を検討することになる。特に中心市街地は、利便性の高さから、これまで高齢者向け施設を誘導してきたが、今後の活性化のために、子育て世帯等が中心市街地に住みやすくする施策（子育て機能を持った施設又は集合住宅の誘導、家賃補助等）も必要である。
- 拠点間の公共交通について、どの程度の需要があるのかを考えてはどうか。（例えば高齢者や小さな子を持つ母親を対象とした施設間の移動）

次回開催内容について

今回示した地域の特性を踏まえた13の地域核拠点毎の位置づけや区域設定、誘導が望ましい施設、居住誘導の考え方について、いただいた御意見を踏まえた事務局案の修正を進め、それについて意見を伺う。